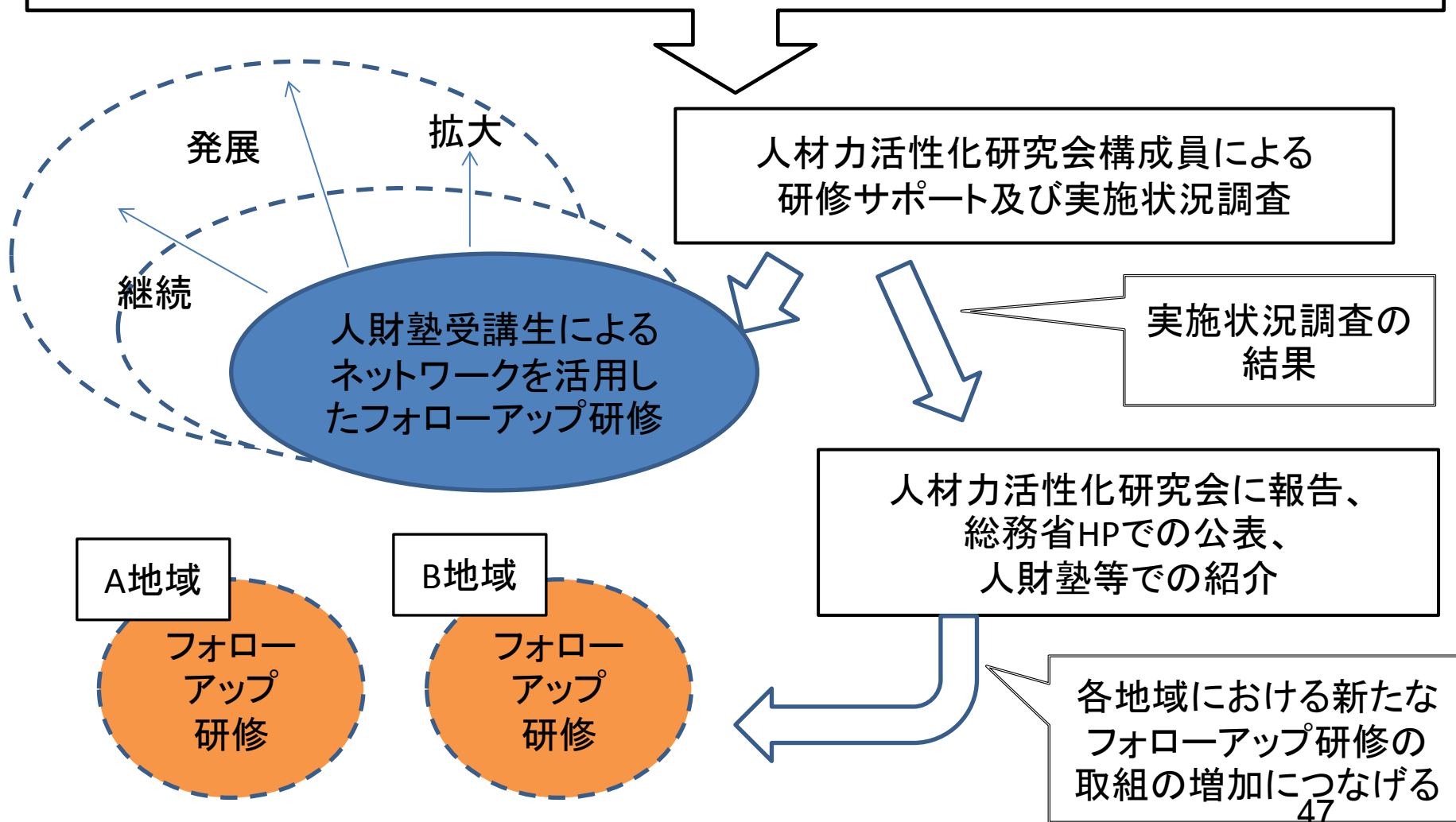


地域における人材力の強化として、全国地域づくり人財塾の受講生が、各地域において自主的にフォローアップ研修会を実施する取組が広がることを期待



全国地域づくり人材塾フォローアップ研修活動等実施状況調査要綱（案）

1 目的

地域活性化の基本的な要素である人材力の強化を図るため、総務省としては、「人材力活性化研究会」を開催し、地域づくり人育成のためのプログラム等を作成するとともに、全国地域づくり人材塾等の開催など、人材力の強化を図るさまざまな取組を進めている。

今後、これら講座の受講生のネットワークの中で、各地域の受講生が主体的にフォローアップ研修会を開催するなど研鑽を積み、さらなる人材力の強化が図られるようにするため、この要綱の定めるところにより、その取組をサポートするとともに、実施状況について調査し、その結果を周知することで新たな地域での取組につながるよう推進する。

2 調査対象事業

総務省が実施する全国地域づくり人材塾（自治大学校、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所等）を受講した受講生が、そのネットワークを活用して、地域で企画・開催するフォローアップを目的とした研修会等の事業（受講生を含め概ね10名以上の参加者があり、営利を目的としないもの）とする。

3 調査方法

総務省において必要と認める調査対象事業に「人材力活性化研究会」の構成員（以下「構成員」という。）を派遣する方法による。派遣された構成員は、調査対象事業の研修のサポート（講師、ファシリテーター等）を行うとともに、事業の進め方、構成、展望等実施状況について調査する。

4 費用負担

構成員の調査対象事業への派遣に必要な旅費及び謝金は、総務省所管旅費取扱規定及び諸謝金等使用基準により、総務省が支給する。

5 調査の報告

調査対象団体に派遣された構成員は、調査終了日の概ね1ヶ月後までに、調査報告書（別紙様式）に、当日の配付資料、記録写真等を添付のうえ提出するものとする。

調査報告書は、同様の研修会の開催を予定する者等の参考となるよう人材力活性化研究会に報告の上、総務省ホームページに掲載することにより、公表するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、実施状況調査に関して必要な事項は、総務省と人材力活性化研究会の座長が協議の上定めるものとする。